

教皇インノケンティウス3世とフグッキオ

尾崎 秀夫

はじめに

教皇インノケンティウス3世を、その政治的影響力において中世最大の教皇の1人とすることに、異論はないであろう*1。彼は、神聖ローマ皇帝の継承争いに介入し、中部イタリアの教皇国家の回復をはかり、第4回十字軍を実行し、カンタベリ大司教選任問題でイングランド王ジョンと対立してこれを屈服させ、また晩年には中世最大の公会議である第4回ラテラノ公会議を開催して、西欧におけるその権威を示した*2。たしかに、彼の業績は後世から見て評価が分かれよう。しかし、彼が中世教皇史に大きな刻印を残したことは否定できない。

このように重要な教皇であるにもかかわらず、いや、それだからこそ彼については多くの点で激しい議論が戦わされている。その一つに、彼の思想的・学問的資質、すなわち、彼を教会法学者として理解すべきか、あるいは神学者として理解すべきか、という問題がある。

当時、教会法は一般の生活においてのみならず、統治、とりわけ教会による統治においてますます重要な要素となっていた。教皇庁では、とりわけグレゴリウス改革以来、教会法を重視し、教会法令の収集が求められた*3。12世紀にローマ法学が復活し、教会法学も弁証法を取り入れたグラティアヌスのいわゆる『教令集 *Decretum*』の出現以後、さらなる発展を示した*4。今や教会法は教皇統治に不可欠の手段となった。

通説では、インノケンティウス3世は神学者というより、実践的な教会

法学者とされる。彼はボローニャ大学でも学んでおり、当時、この大学では12世紀の最も重要な教会法学者フグッキオ Huguccio が教えており、若きインノケンティウスも彼から学んだであろうと考えられてきた^{*5}。そして教皇となった後は、何よりも教会法を武器として統治を行い、世俗君主に相対し、教皇権の最盛期を現出した。

この通説に疑問を提示したのは、米国の教会史家 Kenneth Pennington である。彼は1974年に発表した論文「インノケンティウス3世の法学教育」で、インノケンティウス3世は教会法学の専門家ではなく、むしろ神学者であると主張した。この主張は Imkamp^{*6} や Maleczek^{*7} の批判を受け、それに対して Pennington が1986年に「教皇インノケンティウス3世の法学知識再論」^{*8} で再反論、以後、多くの歴史家が関与して未だに続いている論争となっている。本稿の目的は、この問題を検討する手始めとして、中世教皇権の最盛期を築いたとされるインノケンティウス3世と12世紀後半最大の教会法学者フグッキオとの師弟関係について検討することである。

第1章 史料に見るインノケンティウス3世とフグッキオの師弟関係

フグッキオは現代の多くの歴史家が最大のデクレティストと評価する教会法学者である^{*9}。彼の生涯について知られていることは、それほど多くない。通説では、フグッキオは12世紀前半にピサで生まれたとされる^{*10}。ボローニャで学び、やがてその地で教会法を教える。教会法を専門とする前に彼は文法研究で名声を博し、『語源 *Derivationes*』を著したとされる。これは中世西欧において広く知られた著作で、200を越える写本が残っている。その数は、彼の教会法の著作『スンマ』を凌いでいる。ダンテ、ペトラルカ、ボッカチオに大きな影響を与えたとされる^{*11}。しかし、このような説は近年、Müllerの研究で再検討され、それによると教会法学者

フグッキオと文法学者フグッキオは同名の別人で、ピサ生まれと言うことも疑問視される^{*12}。

いずれにせよ、1170年代後半には、フグッキオはボローニャの指導的教会法学者となっていた。彼が1180年代後半に著した『スンマ』は絶大な影響力を持つ『デクレトゥム』の注釈書で、15世紀末まで写本が作られ、現在まで40以上伝わっている^{*13}。ヨハネス・テウトニクスはこれを彼の『標準注釈』の主要な資料のひとつとして用いている^{*14}。

1190年に教皇クレメンズ3世は彼をフェラーラ司教に任命し、フグッキオはボローニャを去ることになる。その後彼は生涯この地位にとどまり、1210年に同地で死去した。

一方、インノケンティウス3世は1160年頃、ロタリオ・ダ・セーニとして生を受けた^{*15}。彼の伝記である『ゲスタ』は彼の勉学について、ローマ、パリ、最後にボローニャで学んだ、と伝えている^{*16}。ロタリオがボローニャに滞在したのは、1187年夏頃から枢機卿に任命される1189年秋まで、とされる^{*17}。ロタリオの滞在期間に、フグッキオはボローニャで教会法の指導的教授として教鞭を執っていた。ボローニャで、後に偉大な教皇となる者が学び、当時のもっとも偉大な教会法学者が教えていたのである。両者の間に師弟関係が形成されたと考えるのも当然であろう。では彼らの関係は史料によって確認されるのであろうか。

『ゲスタ』はロタリオがボローニャで何を学んだと伝えているのであろうか。「彼はまずローマで、その後パリで、最後にボローニャでスコラ的学問を学び、彼が書き、口述した論文が示しているように、哲学と神学で同時代の人々に抜きん出た。^{*18}」スコラ的学問とは通常リベラル・アーツと神学を指す。もっともインノケンティウス自身「スコラ学者 *scholastici*」の語を法学教授を指す言葉として用いている^{*19}。しかし、『ゲスタ』はこれらの勉学で彼が哲学と神学で優れていたといい、法学には触

れていない。『ゲスタ』はインノケンティウスがボローニャで教会法を学んだとは伝えていないのである。

また『ゲスタ』はフグッキオをインノケンティウスの師としていないだけでなく、全く言及していない。『ゲスタ』がインノケンティウスの師として名前を挙げるのは、ローマでの師であるピエトロ・イズマエーレとパリで神学を学んだピエール・ド・コルベイユだけである^{*20}。インノケンティウスはその書簡でもフグッキオを師とは言っていない。ピエールについては、教皇となった後にイングランド王リチャード1世への書簡で彼を自分の師と紹介し、ヨークの聖堂参事会の聖職禄を斡旋している^{*21}。

インノケンティウスは教皇登位後、自分の師や同窓生を優遇している。ピエトロ・イズマエーレはストリ司教座を与えられた^{*22}。ピエール・ド・コルベイユには、1199年にカンブレ司教、さらに1200年にはサンス大司教の地位を与えた^{*23}。おそらく同窓生であったステイーヴン・ラングトンは1206年にサン・クリソゴノ司祭枢機卿に、翌年カンタベリ大司教に任命された^{*24}。この任命が教皇とイングランド王ジョンの闘争を引き起こすことになったことは有名である。同じく同窓生のロバート・カーソンは1212年にサン・ステファノ・イン・チェリオモンテ司祭枢機卿に任命されている^{*25}。ところがフグッキオは、かつてはインノケンティウス3世によってフェラーラ司教に任命されたとされていたが^{*26}、実際に任命されたのは1190年で教皇クレメンス3世によってであり、その後1210年の死までその地位にとどまり、インノケンティウス3世のもとで昇進することはなかった。

しかし、インノケンティウスは教皇登位後、たびたびフェラーラ司教フグッキオに困難な任務を委ねた^{*27}。すでにケレスティヌス3世がフグッキオに任せた問題であったが、インノケンティウスは教皇選挙の直後に書簡を送り、それまでの司教の措置を是認した^{*28}。フグッキオは修道院長

ボニファティウスを解任し、彼の指導のもとで後任にライムンドゥスが選出された。インノケンティウスはこれを 1201 年 6 月の書簡で確認している^{*29}。1199 年 4 月にはフグッキオとアクイレア総大司教にチェデナ司教座の移転問題が依頼された^{*30}。1204 年 2 月にはヴェネツィアとの交渉が委ねられている^{*31}。また、フグッキオはドイツでの帝位継承争いでは、ロンバルディアの司教たちと重要な調査を行っている^{*32}。これら以外にもフグッキオの名前はたびたび教皇書簡で言及されている。

しかし、これらの書簡にも彼らの師弟関係を示すものはなにもない。様々な任務を委ねたことも師弟関係を意味するわけではない。インノケンティウスはフグッキオにしか任務を委ねなかったわけではなく、ほかの司教や修道院長にも様々な役割を委ねている。たしかにフグッキオへの様々な任務の依頼は、インノケンティウスのフグッキオに対する信頼や両者の何らかの結びつきを示すが、それが師弟関係であるとは言えないであろう。

インノケンティウスがフグッキオを評価していたことは事実である。1199 年に送られた教皇令「クアント・テ・マギス *Quanto te magis*」の冒頭では、フグッチョの教会法の知識を賞賛している^{*33}。これは師であるフグッキオへの敬意の表れであろうか。しかし、書簡の前文は紋切り型で、必ずしも個人的敬意の表れとは言えないであろう。この教皇令は後述するようにフグッキオの見解に賛意を表明するものであるが、これ以外のフグッキオに宛てた書簡にはそのような賞賛は見られない。また、インノケンティウスはほかのフグッキオのように優れた教会法学者でない司教に対しても、賞賛の前文のついた書簡を送っている^{*34}。

では、両者の師弟関係への言及は全くないのであろうか。それに最初の言及したのは、14 世紀前半の教会法学者ヨハネス・アンドレアエである。彼はマントヴァ司教への教皇令への注釈の中で、「結局その意見を否定しているにもかかわらず、インノケンティウスは彼の師であるフグッキオの

見解をはっきりと否定したくなかった」と述べている^{*35}。

この教皇令は、断食なしに1日であるいは連続する2日間で2つの品級を与えることはできない、とするものである^{*36}。ここでインノケンティウスはフグッキオの見解に反対しているのであるが、ヨハネスは、インノケンティウスがフグッキオの見解を否定していながら、彼の名前を挙げなかったのは、師であるフグッキオに対する敬意故であるというのである。これがフグッキオとインノケンティウスの師弟関係の初めての記録である。

ヨハネスのこの見解は、当時は存在したが現在は失われた、信頼でき史料に基づくのであろうか。おそらくそうではないだろう。むしろそれは13世紀半ばの教会法学者ホスティエンシスに従って書かれたと思われる。ホスティエンシスはこの教令について次のように書いている。「おそらくインノケンティウスはフグッキオ師を大いに尊敬していたと思われる。と言うのは、すぐに否定したにもかかわらず、これらの言葉でフグッキオの見解を否定したくなかったように思われるからである。」ヨハネスはホスティエンシスの言葉を引用し、ホスティエンシスがただ「師 *magister*」としてるところに誤って「彼の *suus*」を付け加えてしまったのであろう^{*37}。つまり、フグッキオとインノケンティウスの師弟関係は、両者の死後約100年が経過した後に初めて、確たる証拠に基づいてではなく、記録されたのである。

第2章 理論における両者の関係

両者の師弟関係を認める史家は、インノケンティウスが理論においてフグッキオを継承したと主張する。本章ではこの問題について検討していきたい。

通説では、教会・国家関係の理論において、インノケンティウスはフグッキオの、教会と国家それぞれの自律性を承認する二元論の主張を継承した

とされる^{*38}。しかし、このような主張は両者の主張の詳細な比較・検討に基づくものではない。ともに世俗権の一定の自律性を尊重しているというだけで、インノケンティウスがフグッキオの議論を継承したという具体的な証拠はない。Penningtonによると、インノケンティウスがフグッキオの主張や用語をそのまま用いている例はほとんどない^{*39}。

もちろん、インノケンティウス3世がフグッキオに同意している問題もある。前文でフグッキオを賞賛した書簡「クアント・デ・マギス」ではフグッキオの意見に賛意を証明している。ここで問題とされているのは、キリスト教徒の夫婦で一方が異教、あるいは異端に改宗した場合、あるいは異教徒か異端者の夫婦で一方がキリスト教に改宗した場合、キリスト教徒である者は、離婚して他のキリスト教徒と結婚できるか、である。12世紀後半の教皇ウルバヌス3世とケレスティヌス3世は、できると宣言していた^{*40}。これについてフグッキオは教皇に問い合わせたのである。多くの教会法学者は、そのような場合、別れても他方の生存中は再婚できない、と考えていたからである^{*41}。インノケンティウスはこれに答えてこの書簡で、前任の教皇たちの見解を否定して、フグッキオの見解を支持している^{*42}。

しかし、インノケンティウスが常にフグッキオに従っていたわけでは決してない。先述したように、マントヴァ司教に宛てた教皇令「リッターラス・ウェストラス *Litteras vestras*」^{*43}ではフグッキオの見解に反対している。1200年の11月、教皇はモデナ司教に、なぜボローニャ司教がイモラの被選司教アルベルトを同時に助祭、そして司祭に叙品したのかを調査するよう命じた^{*44}。その後、最終決定として1201年の4月に発布されたのが先の教皇令である。この教皇令は、断食なしに1日、あるいは連続する2日間で2つの品級を与えることはできない、とするものである。これについてフグッキオはその『スンマ』でこれと異なる意見を述べていた。

教皇は、フグッキオの意見を、彼の名に言及することなく、否定しているのである^{*45}。

異端者や破門された司祭が聖餐の儀式を行えるかについて、インノケンティウスはその著作『ミサの神秘について *De missarum misterii*』で「一なる教会の外で一なる犠牲を捧げる場所はない」とし、その可能性を否定している^{*46}。一方フグッキオは、異端者や破門された司祭によって聖餐の秘蹟が行える、としている。フグッキオの見解は当時教会法学者には一般的で神学者にも広まりつつあったもので、ロタリオはより古く、ペトルス・ロンバルドゥスに忠実なバリの見解に従っていたのである^{*47}。

次に、「ヨハネ福音書」に書かれている、十字架上で兵士に槍で刺されたキリストの脇腹から流れ出た血と水の問題について見てみよう^{*48}。これについてフグッキオはその『スンマ』の中で、キリストの脇腹から流れた水は真の水ではなく、四体液説の粘液である、と主張していた^{*49}。インノケンティウスはすでにその論文「ミサの神秘について」で、水を粘液とする説を冒瀆 *nefas* として否定していた^{*50}。1201 年にも、リヨン大司教ベルマンの化体説などについての問い合わせに答えて書かれた書簡「クム・マルテ *Cum Marthe*」で粘液説を冒瀆 *nefas* として否定している^{*51}。1209 年、フグッキオはこの説について教皇に問い合わせた。教皇の判断に従うが、多くの権威者がそう言っているのに、この見解は本当に冒瀆なのか、と^{*52}。インノケンティウスは教皇令「イン・クアダム *In Quadam*」でこれに答え、次のように述べる。「あなたは多くの高名で権威ある人々がこの説に同意し、あなたもそう教え、書いたと言っているが、私はそれに反対なので、私の立場に従うよう強制されるであろう。」^{*53}。ここでも教皇はフグッキオの見解に従っていないだけでなく、彼の主張をはっきりと否定し、自らに従うよう命じているのである。

この問題について最近 *de Miramon* が興味深い説を提示している^{*54}。

ポローニャが西欧の法学研究の中心であったことはよく知られているが、他方 1180 年頃からサレルノ経由でギリシャ・イスラムの自然哲学を取り入れた神学の中心でもあった。インノケンティウスはパリの神学とともに、この自然哲学の影響をも受けていた。「クム・マルテ」では、アリストテレスの混合の理論を用いて、ぶどう酒と水の関係を説いている。また「イン・クアダム」では四元素説をキリストに適用している。すなわちインノケンティウスはパリの神学の伝統を受け継ぐだけでなく、ポローニャで自然哲学を取り入れていったのである。

ではフグッキオの立場はどうか。彼は四体液説を採っているが、これは中世西欧では広く知られていた学説であったので、サレルノからの影響とするには当たらないであろう。グラティアヌスも『デクレートゥム』の中でヒポクラテスとガレノスに言及している^{*55}。しかし、当時の教会法学は異教徒の学問には一般に否定的であった。たしかにフグッキオも若干の医学的知識を取り入れていたが、基本的に異教徒の学問には敵対的であった。彼は、非難されるべき哲学を取り入れて聖書を教える若い教師を厳しく批判している。

インノケンティウスは当時まだ学生だったので、フグッキオが非難した若い教師には含まれなかったであろう。しかし、インノケンティウスとフグッキオが立場を異にしていたことは明らかである。インノケンティウスはパリの神学とともに異教の学問を取り入れた哲学の流れに立っており、フグッキオは自然哲学に否定的な教会法学の流れに立っていたのである。

以上のように、インノケンティウスは決してフグッキオと同意見であるわけではない。むしろ、しばしば彼と異なる立場をとっていると言うことができよう。たしかに意見が違うから師弟ではないとは言えない。しかし、Pennington によると、インノケンティウス 3 世はおそらく、ポローニャで学んだときにもそれ以後にも、フグッキオの偉大な『スンマ』を読んで

おらず、影響も受けていない。ほとんどのフグッキオの議論はインノケンティウスの教皇令に現れないのである^{*56}。Pennington は少し極端とも思われるが、理論からも両者の師弟関係が確認できないことは、否定できないであろう。

第3章 インノケンティウスはフグッキオの弟子であったか？

以上から、インノケンティウスがフグッキオの弟子であったとする通説は、明確な根拠に基づいたものではないことが確認できた。では、インノケンティウスはフグッキオの弟子ではなかったと断言することができるであろうか。

彼が2年ほどボローニャで学んだことは誰もが認めている。では、彼はパリで神学を修めた後、なぜわざわざボローニャに赴いたのか。ここで、Pennington の言うように神学と公証人学のみを学んだとは考えられない^{*57}。12世紀以来ボローニャは西ヨーロッパの法学研究の中心であり^{*58}、神学研究の盛んなパリで学んだ後に神学をさらに深めるためにボローニャに移ると言うことは理解に苦しむ。教会法の重要性がますます大きくなりつつある時代に、インノケンティウスがそれに背を向けていたということはある得ない。彼はそれほど時代の動きに鈍感な人物ではなかった。

また神学と教会法は12世紀末において、明確な境界線が引かれる、排他的な学問領域ではなかった。両者は緊密に結びついていた。神学者は教会法に通じ、教会法学者も神学の理解を必要としていた^{*59}。Moore によると、パリ大学でも教会法が教えられており、その神学部も法学やその手続きを熟知していた^{*60}。その中でたとえインノケンティウスが神学の専門家であったとしても、ボローニャで教会法に全く関心を示さないわけはあるまい。教会法学を極めるとまで思い定めていなかったとしても、それを拒否する理由はなかったであろう。当時もっとも尊敬されたフグッキオの

講義を聴講することもあったかもしれない。では、やはり通説通り、インノケンティウスをフグッキオの弟子としてよいのであろうか。

明確にしておかねばならないのは、「弟子であった」とはどういうことを意味するか、である。通説は「インノケンティウス3世はフグッキオに学んだ卓越した教会法学者であった」とする。つまり、フグッキオのもとで教会法の訓練を受け、優れた教会法学者となって教皇庁に入った、とするのである。しかし、ロタリオがポローニャで教会法を学んだとしても、その理解が一流の教会法学者のそれに達していないならば、たとえばフグッチョの講義を聴講していたとしても、通説で言う「フグッキオの弟子」とは言えないであろう。彼の教会法の知識がどれほどのものであったかは別稿で検討するが、彼がポローニャで学んだ期間はとても優れた教会法学者となるに十分な長さではなかったことはたしかである。

Brundageによると、ポローニャでは1年目の学生は「未熟な聴講生 *rudis auditor*」と呼ばれ、講義ではもっとも基本的なポイントを聴くだけであった。2、3年目の学生は「上級生 *proveci*」と呼ばれ、より高いレベルの講義を受けた。4年目の課程を終えた者は私試験を受けることができ、合格すると『グラティアヌス教令集』あるいは『教皇グレゴリウス9世教皇令集』の一部を講義することができた。5年の課程を終えると、それぞれの全部を講義することができる。6年目の課程を修了した者は最後の公開試験に臨み、博士号を取得することになる^{*61}。従って、熟練した教会法学者となるには少なくとも6年の勉学が必要なのである。たとえば、インノケンティウス3世の後輩である教皇インノケンティウス4世は教会法学者シニバルド・デイ・フィエスキであり、『グレゴリウス教皇令集五卷註解 *Apparatus super V libros Decretalium*』^{*62}を著すほどの教会法学者であったが、彼は少なくとも10年間ポローニャで学んでいる^{*63}。インノケンティウス3世をインノケンティウス4世と同列の教会法学者と

することはできない。

Pennington は、ロタリオがパリからボローニャに移ったのが1187年の夏から秋とする。そしてボローニャを去るのは枢機卿に任命された1189年9月以前とする。すなわち、ボローニャ滞在はせいぜい2年というわけである。Moore は1186年中にロタリオがボローニャに移ったとし、また枢機卿任命も遅ければ1190年1月としている^{*64}。ロタリオのボローニャ滞在期間を最長3年に延びるが、いずれにせよ不十分なことに変わりはない。2、3年しか学んでいないロタリオはせいぜい「上級生」で、講義を聴講しているだけの段階であり、とても熟練した法学者としての学歴を有するとは言えない。彼が後に熟練した教会法学者になったとしても、それは教皇庁での実務によるのであり、フグッキオの指導によるとは言えないであろう。また著作について言えば、インノケンティウス3世が著したのは、枢機卿時代に書いた3つの神学書『人間の悲惨な境遇について *De miseria condicionis humane*』^{*65}、『ミサの神秘について』、『結婚の四形式について *De quadripartita Specie Nuptiarum*』^{*66} だけで、教会法の著作はひとつもない。

インノケンティウスがフグッキオの弟子であったという明らかな証拠はない。教会法学は神学の理解やこれからの彼のキャリア上必要な学科として学んだであろうが、彼の関心の中心はあくまで神学であったであろう。彼はフグッキオの名声を知っており、彼の講義を聴いた可能性も低くないが、自分の恩師としては認識していなかったであろう。フグッキオもインノケンティウスを自分の弟子とは考えていなかったと思われる。インノケンティウスがフグッキオの教えを受けた可能性はあるとしても、それだけではインノケンティウスをフグッキオの弟子とは言えないのである。

おわりに

インノケンティウスがフグッキオの弟子であるとの最初の言及は、13世紀の教会法学者ヨハネス・アンドレアエの記述であり、それ以前には両者の師弟関係を示す史料はない。『ゲスタ』もフグッキオを師としていない。インノケンティウスは教皇登位後、ピエトロ・イズマエーレやピエール・ド・コルベイユなど、恩師を司教や大司教に昇格させているが、フグッキオについては全くそのようなことはない。インノケンティウスはその書簡でフグッキオを師とは言っていない。フグッキオとたびたび書簡をやりとりしているが、彼の教会法の造詣を賞賛することもあるが、師と呼びかけることはない。フグッキオにいろいろな任務を委ねており、彼の能力を信頼していたことが窺わせるが、これも必ずしも師であったことを示すわけではない。インノケンティウスは他の司教にもさまざまな任務を命じている。

また理論上も多くの点でフグッキオと立場を異にしている。フグッキオの問い合わせに対して、彼の主張を面と向かってはっきりと否定した書簡もある。さらに彼がフグッキオのもとで教会法学者として大成するには、ポローニヤ滞在期間は短すぎる。たとえ、彼が優れた能力の持ち主であったとしても、いかにフグッキオが優れた教師であっても、2年、ないし3年ではとうてい一流の教会法学者としての学識を獲得することはできない。

インノケンティウス3世がフグッキオの指導のもと一流の教会法学者に成長して教皇庁に入ったという意味では、通説は否定されよう。しかし、彼は全く教会法学を学ばなかったわけではないであろう。フグッキオの講義を聴講したかもしれない。しかし、ポローニヤでフグッキオの教えを受けて優れた教会法学者となったわけではなかった。彼は、ポローニヤで教会法学の基礎を学び、教皇庁での実践的活動の中でその能力をさらに高めていったのであろう。彼は専門の教会法学者ではなかったが、その素養を身につけ、鋭い感覚を持ち、周囲の専門家の助言を得てその教会統治に生

かしていったと思われる。その意味で、彼自身は基本的に神学者であったとしても、インノケンティウス時代の教皇庁における教会法学の重要性はやはり否定できないのである。それとともに、彼の統治に大きな役割を果たした教皇官僚、とりわけ枢機卿のさらなる検討も、中世教皇権の最盛期とされるインノケンティウス3世在位期の理解には必要なのである。

インノケンティウスはフグッキオの弟子とは言えず、専門の教会法学者でもない。しかし、彼は教会法学の素養は身につけていたはずである。では、彼の教会法学の知識はどれほどのものであったのか。神学を基盤としてどのように思想を形成したのか。これらの課題については、後日を期したい。

註

- *1 たとえば、G. Barraclough, *The medieval Papacy*, New York, 1968, p.113; B.D. Hill, *Church and state in the Middle Ages*, New York, 1970, p.145; W. Ullmann, *A short history of the Papacy in the Middle Ages*, London, 1972, p.223.
- *2 インノケンティウス3世の諸問題については、J. Sayers, *Innocent III: Leader of Europe 1198-1216*, Longman, 1994.
- *3 J. Brundage, *Medieval Canon Law*, Longman, 1995 (=Canon Law), pp35-38. 野口洋二『『グレゴリウス改革』期における最初のカノン法集成—*Diversorum patrum sententie*—について』『史観』104号、1981年、83頁。ポール・フルニエ「法史の転換期 1060-1140年」(市原靖久訳)、『法学論集(関西大学)』40巻1号、1985年。
- *4 Brundage, *Canon Law*, pp.44-49.
- *5 マルセル・パコー『テオクラシー—中世の教会と権力—』(坂口昂吉・鷲見誠一訳)、創文社、1985年、172頁。デイヴィッド・ノウルズ『中世キリスト教の発展』(上智大学中世思想研究所訳)、講談社、1981年、165～166頁。渕倫彦、「カノン法」、『中世史講座4』、学生社、1985年所収、419～420頁。Barraclough, *op. cit.*, p.112; The W. Ullmann, *op. cit.*, p.207など。『新カトリック大事典第1巻』研究社、1996年の「ウグッチョ」の項も、インノケンティウス3世をその弟子としている。
- *6 W. Imkamp, *Das Kirchenbild Innocenz' III.(1198-1216)*, Stuttgart, 1983.
- *7 W. Maleczek, *Papst und Kardinalskolleg von 1191 bis 1216*, Wien, 1984, pp.101-104.
- *8 K. Pennington, Further Thoughts on Pope Innocent III's Knowledge of Law, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung* 71(1986), rep. in: *Popes, Canonists and Texts, 1150-1550*, Ashgate, 1993 (=Further Thoughts).
- *9 K. Pennington, W. P. Müller, The Decretists, The Italian School, in: ed. W. Hartmann and K. Pennington, *The History of Medieval Canon Law in the Classical Period, 1140-1234*,

- The Catholic University of America Press, 2008 (= *History of Medieval Canon Law*), p.143; H. Wolter, *The Threats to the Freedom of the Church, 1153-1198*, in: *History of the Church*, ed. by H. Jedin and J. Dolan, vol.4, tr. by A. Biggs, The Seabury Press, 1970 (= *History of Church*), p.94. なおデクレティストとは、グラティアヌスの『教令集 (デクレトウム)』に注釈を加えた、12世紀後半から13世紀初頭の教会法学者を指す。
- *10 フグッキオの生涯にかんする通説は、C. Leonardi, *La vita e l'opera di Ugucione da Pisa decretista*, *Studia Gratiana* 4(1956-57), pp.37-120. 史料としては、Salimbene de Adam, *Cronica I*, *Corpus Christianorum, Continuatio Mediaevalis* 125, p.40.
- *11 Imkamp, *op. cit.*, p.35.
- *12 W.P. Müller, *Huguccio: The Life, Works, and Thought of a Twelfth-Century Jurist*, The Catholic University of America Press, 1994, pp.35-66.
- *13 Müller, *op. cit.*, p.6. 残念ながらフグッキオの『スンマ』はその重要性にもかかわらず、最近そのごく一部がようやく刊行されただけである。Huguccio Pisanus, *Summa Decretorum*, t.I, *Distinctiones I-XX*, ed. Oldřich Přerovský, Città del Vaticano, 2006.
- *14 Pennington, Müller, *op. cit.*, pp.143, 148. Weigandによれば、ヨハネスがもっとも依拠したのはラウレンティウス・ヒスパルヌスで、フグッキオはそれに次ぐ典拠であった。R. Weigand, *The Development of the Glossa ordinaria to Gratian's Decretum*, in: *History of Medieval Canon Law*, pp.82-84.
- *15 彼の生年については、枢機卿になったとき29才、教皇登位が37才との『ゲスタ』の記述に基づく。J.P. Migne, *Patrologiae cursus completus, series Latina*, 221 vols., Paris, 1844-64 (= *PL*), 214, cols.18-19. 枢機卿に任命されたのは1189年ごろ、教皇に選ばれたのは1198年である。
- *16 *PL* 214, col.17. 『ゲスタ』の史料的価値は、近年再評価されている。B. Bolton, *Too important to neglect: the Gesta Innocentii PP III, Church and Chronicle in the Middle Ages: Essays presented to John Taylor*, ed. G.A. Loud & I.N. Wood, London, 1991, rep. in: *Innocent III: Studies on Papal Authority and Pastoral Care*, Ashgate, 1995; Edward Peters, *Lotario de Conti di Segni becomes Pope Innocent III: The Man and the Pope*, in: *Pope Innocent III and his World*, ed. by J.C. Moore, Ashgate, 1999 (= *Innocent III and his World*), p.9.
- *17 K. Pennington, *The Legal Education of Pope Innocent III*, *Bulletin of Medieval Canon Law*, 4(1974), rep. in: *Popes, Canonists and Texts, 1150-1550*, Ashgate, 1993 (= *Legal Education*), pp.9-10.
- *18 *PL* 214, cols.17-18. "Hic primum in Urbe, deinde Parisius, tandem Bononiae, scholasticis studiis insudavit, et super coetaneos suos tam in philosophica quam theologica disciplina profecit, sicut ejus opuscula manifestant, quae diversis temporibus edidit et dictavit."
- *19 Ed. A. Friedberg, *Corpus Iuris Canonici II*, Leipzig, 1879, 2ed. Graz (= *CIC II*), 1959, 5.12.4.
- *20 *PL* 214, 103.
- *21 *PL* 214, 225.
- *22 *Ibid.*; Peters, *op. cit.*, p.10.
- *23 Sayers, *op. cit.*, p.18.
- *24 Maleczek, *op. cit.*, pp.165-166.
- *25 *Ibid.*, p.176.
- *26 A. Fliche, *La Chrétienté Romaine (1198-1274)*, *Histoire de l'Église* 10, Bloud & Gay, 1950, p.13; H. Wolter, *The Papacy at the Height of its Power, 1198 to 1216*, in: *History of the Church*, p.138.
- *27 Imkamp, *op.cit.*, pp.39-41.
- *28 *PL* 214, cols.6-7.
- *29 *PL* 217, cols.78-80.

- *30 *PL* 214, cols.543-544.
- *31 *PL* 215, cols.509-510.
- *32 Imkamp, *op. cit.*, p.41.
- *33 *PL* 214. 588-589; *CICII*, 4.19.7; A. Potthast, *Regesta Pontificum Romanorum I(=Regesta)*, n.648.
- *34 スペインのザモラ主教への書簡。*PL* 214, col.51. "...tam in canonico quam civili jure peritus." Pennington, *Further Thoughts*, p.3, n.8.
- *35 Pennington, *Legal Education*, pp.3-4.
- *36 *CICII*, 1.11.13.
- *37 Pennington, *Legal Education*, p.4; K. Pennington, W. P. Müller, *op. cit.*, pp.144-145.
- *38 M. Maccarrone, *Innocent III Did Not Claim Temporal Power*, in: ed. J.M. Powell, *Innocent III; Vicar of Christ or Lord of the World?*, The Catholic University of America Press, Washington D.C., 1994, p.77. ノウルズ、前掲書、244 頁。
- *39 Pennington, *Further Thoughts*, p.4.
- *40 ウルバヌス 3 世の教皇令は *CICII*, 4.19.6. ケレステイヌス 3 世の教皇令は *CICII*, 3.33.1.
- *41 グラティアヌスについては、Ed. A. Friedberg, *Corpus Iuris Canonici I*, Leipzig, 1879 (2ed. Graz, 1959)(=*CICI*), C.28, q.2, c.2. ほかにルフィヌスは、*Die Summa decretorum des magister Rufinus*, ed. H. Singer, Paderborn, 1902, p.458. ロランドゥスは、*Summa Magistri Rolandi*, ed. F. Thaner, Innsbruck, 1874, pp.141-142.
- *42 Müller, *op. cit.*, pp.27-30.
- *43 *PL* 214, cols.588-589; *CICII*, 1.11.13; *Regesta*, n.1327.
- *44 *Regesta*, n.1173,
- *45 Imkamp, *op. cit.*, pp. 42-43.
- *46 *PL* 217, col.848.
- *47 Maccarone, *op. cit.*, pp.358-359.
- *48 「ヨハネによる福音書」19 章 34 節、『新共同訳聖書』（新）208 頁。
- *49 Müller, *op. cit.*, pp.26-27; Maccarone, *op.cit.*, pp359-362.
- *50 *PL* 217, col.876. Pennington, *Further Thoughts*, p.4; Ch.de Miramon, *Innocent III, Huguccio de Ferrare et Hubert de Pirovano*, in: ed. W.P. Müller & M.E. Sommar, *Medieval Church Law and the Origins of the Western Legal Tradition*, The Catholic University of America Press, 2006, p.322.
- *51 *CICII*, 3.41.6.
- *52 Pennington, *Further Thoughts*, pp.4-5.
- *53 *CICII*, 3.41.8. "Licet autem hoc magnos et authenticos viros sensisse recenseas quorum opinionem dictis et scriptis hactenus es secutus, ex quo tamen in contrarium nos sentimus, nostre compelleris sententie consentire."
- *54 de Miramon, *op. cit.*, pp.320-346.
- *55 *CICI*, De cons.. D.5, c.29.
- *56 K. Pennington, *Pope and Bishops; The Papal Monarchy in the Twelfth and Thirteenth Centuries*, University of Pennsylvania Press, 1984, p.89.
- *57 Pennington, *Legal Education*, p.5. もっとも Pennington も教会法学を学んだことを完全に否定しているわけではない。
- *58 Brundage, *Canon Law*, pp.44-46.
- *59 Imkamp, *op. cit.*, pp.36-37; P.D. Clarke, Peter the Chanter, *Innocent III and Theological Views on Collective Guilt and Punishment*, *Journal of Ecclesiastical History*, 52(2001), p.2.
- *60 J.C. Moore, *Pope Innocent III (1160/1216) ; To Root Up and to Plant*, Brill, 2003(=*To Root Up*), p.8.

- *61 J. Brundage, The Teaching and Study of Canon Law in the Law Schools, in *The History of Medieval Canon Law in The Classical Period, 1140-1234: From Gratian to the Decretals of Pope Gregory IX*, ed. Wilfried Hartmann and Kenneth Pennington, The Catholic University of America Press, 2008, pp.105-106; Id, *Canon Law*, pp.,61-62.
- *62 Sinibaldus Fliscus (Innocentius IV), *Commentaria, Apparatus in V libros decretalium*, Frankfurt, 1570. rep. 1968.
- *63 V. Piergiovanni, Sinibaldo dei Fieschi Decretalista: Ricerche sulla vita, *Studia Gratiana* 14 (1967), pp.143-148; A. Melloni, *Innocenzo IV: La concezione e l'esperienza della cristianità come regimen unius personae*, Genova, 1990, p.30.
- *64 J.C. Moore, Lotario dei Conti di Segni (Pope Innocent III) in the 1180s, *Archivum historiae pontificiae* 29 (1991), pp.225-228. Peters も枢機卿に任命されたのは 1189 年 12 月か 1190 年 1 月としている。Peters, *op. cit.*, p.12. なお Moore は 2003 年にインノケンティウス 3 世にかんする大部の研究書を上梓しているが、この師弟関係ばかりか、フグッキオにさえまったく言及していない。Moore, *To Root Up*.
- *65 *PL 217*, cols.701-746; Lotario dei Segni, *De miseria condicionis humane*, ed. by R.E. Lewis, The University of Georgia Press Athens, 1978. ロタリオ・デイ・セニ『人間の悲惨な境遇について』(瀬谷幸男訳)、南雲堂、1999 年。
- *66 *PL 217*, cols.921-968.